昭和二十七年法律第百五十一号 内航海運業法

第一条 この法律は、内航運送の円滑かつ適確な り、もつて公共の福祉を増進することを目的と するとともに、内航海運業の健全な発達を図 運営を確保することにより、輸送の安全を確保

(定義)

2

第二条 この法律において「内航運送」とは、次 外の船舶による海上における物品の運送であつ に掲げる船舶(はしけを含む。以下同じ。)以 るものをいう。 船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあ

ろかいをもつて運転する舟 ろかいのみをもつて運転し、又は主として

この法律において「内航海運業」とは、 第二条第一項の漁船 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号) 次の

各号のいずれかに該当する事業をいう。 内航運送をする事業(次に掲げる事業を除 以下同じ。)

客不定期航路事業 七号)に規定する旅客定期航路事業及び旅 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十

六十一号)に規定する港湾運送事業 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百

三条各号に掲げる事業に相当する事業を営 り指定する港湾以外の港湾において同法第 港湾運送事業法第二条第四項の規定によ 2

供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船 をする事業 五号において単に「船舶の貸渡し」という。) 舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除 る事業を含む。次号において同じ。) の用に く。第四条第一項第四号及び第六条第一項第 (港湾運送事業法に規定する港湾運送事業を (定期傭船を含み、主として港湾運送事業 い、同法第三十三条の二第一項の運送をす 内航運送の用に供される船舶の貸渡し

その他いかなる名義をもつてするかを問わ三 内航運送の用に供される船舶の管理(委託 の用に供される船舶に係るものを除く。 海を行う業務をいい、主として港湾運送事業 り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航 ず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗 第四 2

> 十五条において単に「船舶の管理」という。) 条第一項第四号、第六条第一項第六号及び第

(登録及び届出)

第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メー 者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければ ル以上の船舶による内航海運業を営もうとする ならない。

ればならない 省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なけ メートル未満のものによる内航海運業を営む者 は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者 通大臣に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した申請書を国土交

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

他国土交通省令で定める事項 使用する船舶の名称、船種、 総トン数その

兀 る者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ 又はその船舶の管理に係る役務の提供を受け 営もうとするときは、その貸渡しを受ける者 つては、その代表者の氏名 船舶の貸渡し又は船舶の管理をする事業を

Ŧi. で定める事項 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令

事業計画を添付しなければならない。 その他の国土交通省令で定める事項を記載した 船員の配乗に関する計画をいう。以下同じ。) る計画をいう。以下同じ。)、船員配乗計画(内 円滑な運営を確保するために必要な資金に関す 航海運業の適確な運営を確保するために必要な 前項の申請書には、資金計画(内航海運業の

(登録の実施)

規定により登録を拒否する場合を除くほか、次 録簿」という。)に登録しなければならない。 の申請があつた場合においては、次条第一項の に掲げる事項を内航海運業者登録簿(以下「登 前条第一項各号に掲げる事項

た場合においては、遅滞なく、 に通知しなければならない

| 3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供し なければならない。

総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十

(登録の申請)

営業所の名称及び位置

Ξ

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録

登録年月日及び登録番号

国土交通大臣は、前項の規定による登録をし その旨を申請者

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登 録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合

1は、その登録を拒否しなければならない。 ることがなくなつた日から一年を経過しない せられ、その執行を終わり、又は執行を受け 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処

2

前二条の規定は、前項の変更登録について準

二 申請者が第十七条第一項の規定により内航 り通知が到達したものとみなされた日を含 取消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政 された者が法人である場合においては、当該 海運業の登録を取り消され、その取消しの日 む。) であるとき。 該取消しの日から一年を経過しないものを含 む。第四号において同じ。)であつた者で当 同等以上の職権又は支配力を有する者を含 員(いかなる名称によるかを問わず、これと む。)をいう。)前六十日以内にその法人の役 第一項の通知が到達した日(同条第三項によ 手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条 から一年を経過しない者(当該登録を取り消

三 申請者が申請前一年以内に内航海運業に関 し不正な行為をした者であるとき。

員が前三号のいずれかに該当する者であると 申請者が法人である場合において、その役

Ŧi. 有していないとき。 交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を る事業に係る申請にあつては、申請者が国土 内航運送をする事業又は船舶の貸渡しをす

t に適合する財産的基礎を有していないとき。 必要と認められる国土交通省令で定める基準 つては、申請者がその事業を遂行するために 船舶の管理をする事業のみに係る申請にあ 申請者が資金計画、船員配乗計画その他の

事項について国土交通省令で定める基準に適

2 を示して、その旨を申請者に通知しなければな否をした場合においては、遅滞なく、その理由 らない。 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒 合する事業計画を有していないとき。

(変更登録等)

第七条 第三条第一項の登録を受けた者 「内航海運業者」という。)は、 第四条第一項各 (以 下

> 号に掲げる事項を変更しようとするときは、国 の限りでない。 土交通省令で定める軽微な変更については、こない。ただし、営業所の名称の変更その他の国 土交通大臣の行う変更登録を受けなければなら

する。 項」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは 「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事 用する。この場合において、第五条第一項中 「第五号から第七号まで」と読み替えるものと

3 の旨を国土交通大臣に届け出なければならな 更をしたときは、その日から三十日以内に、そ 内航海運業者は、第一項ただし書の軽微な変

録しなければならない。 理したときは、届出があつた事項を登録簿に登 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受

ばならない。 以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なけ した事項を変更したときは、その日から三十日 (内航運送約款) 第三条第二項の届出をした者は、その届出を

第八条 内航海運業者のうち、内航運送をする事 更しようとするときも、同様とする。 交通大臣に届け出なければならない。これを変 とするときは、当該内航運送をする事業に関 定める船舶により内航運送をする事業を行おう 品の運送に従事するものとして国土交通省令で 者」という。)は、不特定多数の荷主に係る物 業を行う者(以下「内航運送をする内航海運業 し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土

きことを命ずることができる。 きは、当該内航運送をする内航海運業者に対 の正当な利益を害するおそれがあると認めると し、期限を定めてその内航運送約款を変更すべ 国土交通大臣は、前項の内航運送約款が荷主

その内航運送約款については、第一項の規定に 内航運送約款と同一のものに変更したときは、 示した場合(これを変更して公示した場合を含 よる届出をしたものとみなす。 定め、又は現に定めている内航運送約款を標準 が、標準内航運送約款と同一の内航運送約款を む。) において、内航運送をする内航海運業者 国土交通大臣が標準内航運送約款を定めて公

4 航運送約款について、営業所その他の事業所に 内航運送をする内航海運業者は、第一項の内

省令で定めるところにより、電気通信回線に接の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通 閲覧に供しなければならない。 線放送に該当するものを除く。)により公衆の じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有 信されることを目的として公衆からの求めに応 続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受 に、その事業の規模が著しく小さい場合その他 おいて公衆に見やすいように掲示するととも (書面の交付)

通省令で定める事項を記載した書面を交付しな方に対し、提供する役務の対価その他の国土交 ければならない。 定める場合を除き、遅滞なく、当該契約の相手 に関し契約を締結したときは、国土交通省令で 内航海運業者は、内航海運業に係る業務 3

付したものとみなす。 において、当該内航海運業者は、当該書面を交 う。) により提供することができる。この場合 方法であつて国土交通省令で定めるものをい 用する方法その他の情報通信の技術を利用する べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使 契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載す 付に代えて、政令で定めるところにより、当該 内航海運業者は、前項の規定による書面の交 5 4

(輸送の安全性の向上)

送をする事業について第三条第二項の届出をし 第十条 内航運送をする内航海運業者及び内航運 なければならない。 とを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努め た者は、輸送の安全の確保が最も重要であるこ

(安全管理規程等)

- 第十一条 内航運送をする内航海運業者は、安全 い。これを変更しようとするときも、 により、国土交通大臣に届け出なければならな 管理規程を定め、国土交通省令で定めるところ 同様とす
- ばならない。 ころにより、必要な内容を定めたものでなけれ に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めると に内航運送をする内航海運業者が遵守すべき次 安全管理規程は、輸送の安全を確保するため

2

- 方針に関する事項 輸送の安全を確保するための事業の運営の
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及 びその管理の体制に関する事項
- びその管理の方法に関する事項 輸送の安全を確保するための事業の実施及

- 兀 関する事項 ら選任する者をいう。以下同じ。) の選任に 海運業に関する一定の実務の経験その他の国 定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航 土交通省令で定める要件を備える者のうちか 統括管理させるため、事業運営上の重要な決 業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を 安全統括管理者(内航運送をする内航海運
- 業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを 下同じ。)の選任に関する事項 を備える者のうちから選任する者をいう。以 務の経験その他の国土交通省令で定める要件 行わせるため、内航海運業に関する一定の実 が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する 運航管理者(内航運送をする内航海運業者
- とを命ずることができる。 する内航海運業者に対し、これを変更すべきこ に適合しないと認めるときは、当該内航運送を
- ばならない。 理者又は運航管理者を選任し、又は解任したと 滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なけれ きは、国土交通省令で定めるところにより、遅 内航運送をする内航海運業者は、安全統括管
- 6 う上での意見を尊重しなければならない。 の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行 内航運送をする内航海運業者は、輸送の安全
- ことができる 理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずる を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航運 務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障 全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職 理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安 送をする内航海運業者に対し、当該安全統括管 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管

(船員の過労の防止)

- 第十二条 内航運送をする内航海運業者は、船員 措置を講じなければならない。 成その他の船員の過労を防止するために必要な 程その他の船舶の運航に係る事項に関する計画 をいう。第二十条第一項において同じ。)の作 の労働時間を考慮した適切な運航計画(運航日
- 2 を講ずるに当たつては、船員法 (昭和二十二年

る船舶所有者の意見を尊重しなければならな 法律第百号)第六十七条の二第四項の規定によ

- 第十三条 内航海運業者がその事業を譲渡し、
- 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定
- 理者及び運航管理者を選任しなければならな 内航運送をする内航海運業者は、安全統括管

- 内航運送をする内航海運業者は、前項の措置

(承継)

- ずれかに該当するときは、この限りでない。 該事業を承継した法人が第六条第一項各号のい 者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合 業者である法人と内航海運業を経営しない法人 その協議により当該内航海運業者を承継すべき 割があつたときは、当該事業を譲り受けた者又 併により設立された法人若しくは分割により当 位を承継する。ただし、当該事業を譲り受けた 事業を承継した法人は、当該内航海運業者の地 く。以下この項において同じ。)若しくは合併 おいて同じ。)、合併後存続する法人(内航海運 相続人を定めたときは、その者。以下この項に は相続人(相続人が二人以上ある場合において は内航海運業者について相続、合併若しくは分 により設立された法人若しくは分割により当該 の合併後存続する内航海運業者である法人を除 又 2
- 2 の旨を国土交通大臣に届け出なければならな した者は、その承継の日から三十日以内に、そ 前項の規定により内航海運業者の地位を承継
- 3 出について準用する。 (名義利用の禁止) 第七条第四項の規定は、 前項の規定による届
- 第十四条 内航海運業者は、その名義を他人に内 航海運業のため利用させてはならない。 (船舶に関する表示)
- 第十五条 内航海運業者(船舶の管理をする事業 (事業の休止及び廃止の届出) を見やすいように表示しなければならない。 称又は記号その他の国土交通省令で定める事項 で当該事業の用に供するものに、その氏名、名 のみを行う者を除く。)は、その所有する船舶
- 第十六条 内航海運業者又は第三条第二項の届出 その旨を届け出なければならない。 は、その日から三十日以内に、国土交通大臣に をした者は、事業を休止し、又は廃止したとき (事業の停止及び登録の取消し)
- 第十七条 国土交通大臣は、内航海運業者が次の くは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の 各号のいずれかに該当するときは、三月以内に 登録を取り消すことができる。 おいて期間を定めて当該内航海運業の全部若し

- 基づく処分又は登録若しくは変更登録に付し た条件に違反したとき。 この法律の規定若しくはこの法律の規定に
- 三 事業に関し不正な行為をしたとき。 二 第六条第一項第一号又は第四号から第七号 第六条第二項の規定は、 までの規定に該当することとなつたとき。 前項の場合について

(登録の抹消)

準用する。

第十八条 国土交通大臣は、内航海運業者から第 条第一項の規定による登録の取消しをしたとき 十六条の規定による届出があつたとき、又は前 は、当該内航海運業者の登録を抹消しなけれ ならない。

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止

第十九条 内航運送をする内航海運業者は、 をしてはならない。 より輸送の安全を確保することを阻害する行為 条第一項、第四項若しくは第六項若しくは第十 運送を行う他の内航海運業者が第十条、第十 内航海運業者の行う内航運送を利用して物品の 二条の規定又は安全管理規程を遵守することに 運送を行う場合にあつては、その利用する内航

(輸送の安全の確保に関する命令等)

- 第二十条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第 三条第二項の届出をした者が第十一条第一項、 ことを命ずることができる。 送の安全を確保するため必要な措置をとるべき た者に対し、期限を定めて運航計画の改善、 当該内航海運業者又は第三条第二項の届出をし 全を阻害している事実があると認めるときは、 その他の事由によりその事業について輸送の安 第四項若しくは第六項、第十二条若しくは前条 送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸 の規定又は安全管理規程を遵守していないこと 輸
- 合理化に関し勧告することができる。 業務運営の改善、船質の改善その他当該事業の 業者又は第三条第二項の届出をした者に対し、 図るため必要があると認めるときは、内航海運 の公表) (国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報 国土交通大臣は、内航海運業の健全な発達を
- 第二十一条 国土交通大臣は、毎年度、前条第一 通省令で定める輸送の安全に関わる情報を整理 項の規定による命令に係る事項その他の国土交 し、これを公表するものとする。

(内航海運業者による輸送の安全に関わる情報

第二十二条 内航運送をする内航海運業者は、国 全に関わる情報を公表しなければならない。 る措置その他の国土交通省令で定める輸送の安 を確保するために講じた措置及び講じようとす 土交通省令で定めるところにより、輸送の安全 (自家用船舶) 2

第二十三条 同様とする。 い。届出をした事項を変更しようとするときも る事項を国土交通大臣に届け出なければならな とする者は、あらかじめ、国土交通省令で定め メートル以上のものを内航運送の用に供しよう 船舶であつて総トン数百トン以上又は長さ三十 内航海運業の用に供する船舶以外の

を内航運送の用に供しないこととなつたとき 通大臣に届け出なければならない。 は、その日から三十日以内に、その旨を国土交 (登録等の条件) 前項の届出をした者は、当該届出に係る船舶

第二十四条 登録又は変更登録には、条件を付 し、及びこれを変更することができる。

の確実な実施を図るため必要な最小限度のもの を課することとならないものでなければならな に限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務 前項の条件は、登録又は変更登録に係る事項

(報告及び検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に 用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の項の届出をした者の営業所若しくはその事業の 必要な限度において、内航海運業者若しくは第 物件を検査させることができる。 させ、又はその職員に内航海運業者若しくは同 関し国土交通省令で定めるところにより報告を 三条第二項の届出をした者に対してその事業に

提示しなければならない。 の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

2

捜査のために認められたものと解してはならな 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

第二十六条 の実施に係る基本的な方針) (安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査 国土交通大臣は、前条第一項の規定 3

規程(第十一条第二項第一号(次条において準による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理 第三十一条 この法律の規定により国土交通大臣

用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係 るものを適正に実施するための基本的な方針を 定めるものとする。

ればならない。 をしようとするときは、運輸審議会に諮らなけ 国土交通大臣は、前項の基本的な方針の策定

(準用)

第二十七条 この法律の規定は、もつぱら湖、 又は河川において営む内航海運業に相当する事 業に準用する。 沼

(海上運送法の適用除外)

及び第二項の規定並びに同法第二十三条第一項出をした者は、海上運送法第二十条の二第一項第二十八条 内航海運業者及び第三条第二項の届 出をしなくてもよい。 おいて準用する場合を含む。)の規定による届 及び第二項(これらの規定を同法第三十三条に

(荷主の責務)

第二十九条 荷主は、内航運送をする内航海運業 配慮をしなければならない。 者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守 して事業を遂行することができるよう、必要な

(荷主への勧告)

第三十条 国土交通大臣は、内航運送をする内航 とにより第二十条第一項の規定による命令をす 図るため適当な措置をとるべきことを勧告する 航運送をする内航海運業者に対する命令又は処 る場合又は内航運送をする内航海運業者が第十 海運業者が第十二条第一項の規定に違反したこ ことができる。 荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を ることが困難であると認められるときは、当該 分のみによつては当該違反行為の再発を防止す 起因するものであると認められ、かつ、当該内 きその他当該違反行為が主として荷主の行為に の指示に基づき行われたことが明らかであると いて、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主 とにより同項の規定による処分をする場合にお 七条第一項第一号若しくは第三号に該当したこ

るときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる 荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かな ければならない。 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をす

(職権の委任) したときは、その旨を公表するものとする。 国土交通大臣は、第一項の規定による勧告を

の職権に属する事項は、国土交通省令で定める

含む。以下同じ。)に行わせることができる。 ところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を

|第三十二条 地方運輸局長は、その権限に属する 聴聞を行わなければならない。 内航海運業の事業の停止の命令をしようとする る意見陳述のための手続の区分にかかわらず、 ときは、行政手続法第十三条第一項の規定によ

2 規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の 聞に関する手続に参加することを求めたとき 業の停止の命令又は登録の取消しの処分に係る 地方運輸局長の権限に属する内航海運業の事

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求 めて意見を聴取することができる。 は、これを許可しなければならない。

(罰則)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合 禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘 れを併科する

二 第十四条 (第二十七条において準用する場 合を含む。) の規定に違反して、名義を他人 規定する内航海運業を営んだとき。 る場合を含む。)の規定に違反して、 第三条第一項(第二十七条において準用す 同項に

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合 第三十四条 第十七条第一項(第二十七条にお 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 て準用する場合を含む。)の規定による事業の紀二十四条 第十七条第一項(第二十七条におい をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万 停止の命令に違反した場合には、当該違反行為 に利用させたとき。

四条第一項各号に掲げる事項を変更したと用する場合を含む。)の規定に違反して、第 第七条第一項本文(第二十七条において準 には、当該違反行為をした者は、五十万円以

罰金に処する。

二 第八条第一項(第二十七条において準用す で同項の内航運送をする事業を行つたとき。 る場合を含む。) の規定による届出をしない

三 第八条第二項、第十一条第三項若しくは第 二十七条において準用する場合を含む。)の七項又は第二十条第一項(これらの規定を第 規定による命令に違反したとき。

> 兀 条第二項第二号及び第三号(これらの規定を 行つたとき。 に係る部分に限る。) によらないで、事業を 第二十七条において準用する場合を含む。) いで、又は届出をした安全管理規程 する場合を含む。)の規定による届出をしな 第十一条第一項(第二十七条において準用 (第十一

五 第十一条第四項(第二十七条において準用 とき 統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた する場合を含む。)の規定に違反して、安全

六 第十一条第五項(第二十七条において準用 する場合を含む。)の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき。

七 規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし 用する場合を含む。次号において同じ。)の たとき 第二十五条第一項(第二十七条において準

み、妨げ、又は忌避したとき。 第二十五条第一項の規定による検査を拒

代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対 業務に関して、前三条の違反行為をしたとき しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者 は、五十万円以下の過料に処する。

をせず、又は虚偽の届出をした者 を含む。)又は第二十三条の規定による届出 らの規定を第二十七条において準用する場合 項、第十三条第二項若しくは第十六条(これ 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五

二 第八条第四項(第二十七条において準用す 覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲 る場合を含む。以下この号において同じ。) 覧に供した者 の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲

三 第十五条 (第二十七条において準用する場 虚偽の表示をした者 合を含む。)の規定による表示をせず、 又 は

は虚偽の公表をした者 場合を含む。)の規定による公表をせず、 第二十二条(第二十七条において準用する 又

則 抄

施行期日

規定により供託したものとみなす。 第二十七条において準用する場合を含む。) する。 この法律は、 昭和二十七年七月一日から施行

附 則 (昭和二八年八月二八日法律第二

(施行期日) 五五号) 抄

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して三十日を

附 則 0号) (昭和三〇年七月二五日法律第九

(施行期日)

行する。

こえない期間内において政令で定める日から施 この法律は、公布の日から起算して九十日を 則 (昭和三七年五月一〇日法律第一 7

二一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 を経過した日から施行する。 公布の日から起算して三月

0号) 則 抄 (昭和三九年七月二日法律第一四

(施行期日)

第一条 この法律は、 をこえない範囲内において政令で定める日から14条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。 7 1

号) 附 則 抄 〈昭和四〇年六月一日法律第九七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月 を経過した日から施行する。

則 (昭和四一年六月一五日法律第八

四号) 抄

1 (施行期日) この法律は、 昭和四十一年十月一日から施行

一五〇号) 則 (昭和四 一年一二月二六日法律第 第一条 この法律は、

(施行期日)

この法律は、

昭和四十二年四月一日から施行

運送取扱業について、新法第九条第一項(新法している営業保証金は、その許可を受けた内航 が、その許可を受けたときは、その際現に供託 定による内航運送取扱業の許可を申請した者 二十七条において準用する場合を含む。)の規 (経過措置) 前項の規定により新法第三条第一項(新法第

5 りもどすことができる。 扱業の登録を受けているものに限る。) は、昭用する場合を含む。) の規定による内航運送取 を含む。)の規定の例により、営業保証金を取十四条(旧法第二十七条において準用する場合 和四十四年十月一日以後においても、旧法第二 旧法第三条第一項(旧法第二十七条において準 登録内航海運業者(この法律の施行の際現に

6 続又は合併があつたときは、相続人又は合併後 定により旧法の規定がなお効力を有する間に相登録内航海運業者について、附則第二項の規 する罰則の適用については、なお従前の例によ お効力を有する期間の経過前)にした行為に対 存続する法人若しくは合併により設立された法 ては、附則第二項の規定により旧法の規定がな 人は、登録内航海運業者の地位を承継する。 この法律の施行前(登録内航海運業者につい

号 附 則 (昭和四六年六月一日法律第九六

(施行期日等)

(経過措置) この法律は、 公布の日から施行する。

る改正前の内航海運業法第三条第一項の許可を 航運送業又は内航船舶貸渡業を営んでいる者 正後の内航海運業法第三条第二項の届出をした であつて長さ三十メートル未満のものによる内 受けて総トン数二十トン以上百トン未満の船舶 者とみなす。 は、当該事業について第二十条の規定による改 この法律の施行の際現に第二十条の規定によ

八五号) 附 則 (昭和五五年一一月一九日法律第 抄

(施行期日)

昭和五十六年四月一日

から

施行する。

(経過措置)

第二十条 この法律の施行前にしたこの法律によ 当の国の機関のした処分等とみなす。 れらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、 若しくはこれに基づく命令の規定により又はこ より、この法律による改正後のそれぞれの法律 又は契約その他の行為(以下この条において る改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基 「処分等」という。)は、政令で定めるところに づく命令の規定による許可、認可その他の処分 相

第二十一条 この法律の施行前にこの法律による 改正に係る国の機関に対してした申請、 届出そ

の

関に対してした申請等とみなす。 れに基づく命令の規定により又はこれらの規定 法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこ いう。)は、政令で定めるところにより、この に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機

附 (昭和五八年一二月二日法律第七

年七月一日から施行する。 この法律(第一条を除く。)は、 昭和五十九

定により置かれている機関等で、この法律の施2 この法律の施行の日の前日において法律の規 この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃 る改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下 行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ とができる。 ととなるものに関し必要となる経過措置その他 「関係政令」という。)の規定により置かれるこ 関し必要となる経過措置は、政令で定めるこ

号) (昭和五九年五月八日法律第二五

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和五十九年七月一日から

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運 関の長(以下「海運支局長等」という。)がし 律若しくはこれに基づく命令の規定により相当 く命令の規定によりした許可、認可その他の処 う。)又は陸運局長が法律若しくはこれに基づ の他の地方機関の長(以下「支局長等」とい監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局そ た処分等とみなす。 若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機 の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局 処分等にあつては、運輸省令)で定めるところ 「処分等」という。)は、政令(支局長等がした 分又は契約その他の行為(以下この条において により、この法律による改正後のそれぞれの法

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運 ŋ 申請、届出その他の行為(以下この条において 監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした 支局長等に対してした申請等とみなす れの法律若しくはこれに基づく命令の規定によ ところにより、この法律による改正後のそれぞ てした申請等にあつては、運輸省令)で定める 「申請等」という。)は、政令(支局長等に対し ^相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海

:他の行為(以下この条において「申請等」と|第二十五条 この法律の施行前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ

三号) 附 則 抄 (昭和六一年一二月四日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、 (内航海運業法の一部改正に伴う経過措 施行する。 昭和六十二年四月一日

第二十八条 この法律の施行の際現に日本国有鉄 なお従前の例による。 航海運業法第二条第一項の規定にかかわらず、いては、第百二十三条の規定による改正後の内 ぎ、かつ、経営する連絡船事業に係るものにつ 法第二十一条の規定により旅客会社が引き継 ものに限る。)の用に供する船舶であつて改革 道の経営する連絡船事業(運輸大臣が指定する

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこ による。 に対する罰則の適用については、なお従前の例 される事項に係るこの法律の施行後にした行為 の法律の規定によりなお従前の例によることと

(政令への委任)

(経過措置) 第四十二条 附則第二条から前条までに定めるも は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関し必要な事項 (経過措置)

(施行期日) 二号)抄

附則

(平成元年一二月一九日法律第八

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から起算して一 から年

第十四条 この法律の施行の際現に附則第五条 航海運業法」という。)第三条第一項(旧内航規定による改正前の内航海運業法(以下「旧内 事業に係る旧内航海運業法第四条第一項第三号 を受けたものとみなされる者については、当該 及び第二十三条の登録を受けたものとみなす。 取次事業についてそれぞれ第三条第一項の許 おいて、施行日に第一種利用運送事業及び運送 む。)の規定による内航運送取扱業の許可を受 海運業法第二十七条において準用する場合を含 の事業計画(第四条第一項第三号に規定する事 けている者は、当該許可に係る事業の範囲内に 前項の規定により第一種利用運送事業の許可

律の規定を適用する。 条第一項第三号の事業計画とみなして、この法項に相当する事項に係る部分に限る。)を第四

替えるものとする。 運業法第四条第一項第三号の事業計画」と読み 通運事業法第五条第三項の事業計画」とあるの する。この場合において、これらの規定中「旧 のとみなされる者に係る当該登録について準用 項の規定により運送取次事業の登録を受けたも 附則第七条第三項及び第四項の規定は、第一 「附則第五条の規定による改正前の内航海 3

の日から三月以内に、運輸大臣」とする。 「、運輸大臣」とあるのは、「、この法律の施行 の規定により最初に認可を受けなければならな ばならない利用運送約款及び第二十九条第一項 条第一項の規定により最初に認可を受けなけれ 「この法律の施行の日から三月以内に」とする。 これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、 初に届け出なければならない料金については、 び料金並びに第二十八条第一項の規定により最 定により最初に届け出なければならない運賃及 される者がこの法律の施行後第九条第一項の規 可及び運送取次事業の登録を受けたものとみな 第一項の規定により第一種利用運送事業の許 前項に規定する者がこの法律の施行後第十一 運送取次約款については、これらの規定中 5

法第三条第一項(旧内航海運業法第二十七条に第十五条 この法律の施行の際現に旧内航海運業 。)において準用する同法第二十条第一項の届(同法第四十四条において準用する場合を含む 第三条の規定による改正後の海上運送法第二条航運送取扱業者」という。)は、施行日に附則 出をしたものとみなす。 第八項の海運仲立業について同法第三十三条 航運送取扱業の許可を受けている者(以下「内 おいて準用する場合を含む。)の規定による内

第十六条 この法律の施行の際現に旧内航海運業 り営業保証金を供託している者は、当該供託に 係る営業保証金を取り戻すことができる。 条において準用する場合を含む。)の規定によ 法第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第 項(これらの規定を旧内航海運業法第二十七

いて準用する場合を含む。)の権利を有してい 十三条第一項(旧内航海運業法第二十七条にお 行前に当該営業保証金につき旧内航海運業法第 前項の営業保証金の取戻しは、この法律の施 六月を下らない一定期間内に申し

きは、この限りでない。 なかった場合でなければ、これをすることがで きない。ただし、施行日から十年を経過したと 出るべき旨を公告し、その期間中にその申出が

必要な手続は、法務省令・国土交通省令で定め 前項の公告その他営業保証金の取戻しに関し

得べき事由が発生している者の当該営業保証金 海運業法第二十七条において準用する場合を含 前に旧内航海運業法第二十四条第一項(旧内航 の取戻しについては、なお従前の例による。 む。) に規定する営業保証金を取り戻すことを 前三項の規定にかかわらず、この法律の施行

三条及び第二十七条の規定は、この法律の施行 り生じた債権については、旧内航海運業法第十 取扱業者と取引をした者が有する当該取引によ 後も、なおその効力を有する。この場合におい て、第十三条第二項中「省令」とあるのは、 「法務省令・国土交通省令」とする。 この法律の施行前に内航運送に関し内航運送

第二十二条 附則第七条第一項、第八条第一項、 律の規定を適用する。 なされるものについては、当該二以上の許可又 らの規定により第一種利用運送事業若しくは第 第十一条第二項、第十二条第一項、第十三条第 は登録を一の許可又は登録とみなして、この法 れぞれ二以上の許可又は登録を受けたものとみ 二種利用運送事業又は運送取次事業についてそ 録を受けたものとみなされる者であって、これ により第三条第一項の許可又は第二十三条の登 は第十八条第一項の規定又は前条第二項の規定 一項、第十四条第一項、第十七条第一項若しく

第二十三条 附則第七条第一項、第八条第一項、 判明したとき又はいずれかに該当するに至った ったとき」とあるのは、「該当していたことが 用については、これらの規定中「該当するに至 第十一条第二項、第十二条第一項、第十三条第 とき」とする。 第二号及び第三十二条第一項第三号の規定の適 けたものとみなされる者についての第二十一条 第三条第一項の許可又は第二十三条の登録を受 八条第一項又は第二十一条第二項の規定により 一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第十

第二十五条 旧海上運送法、旧通運事業法、旧道 という。)又はこれらに基づく命令によりした (附則第二十八条において「旧海上運送法等」 路運送法、 旧内航海運業法若しくは旧航空法

ころにより、この法律によりしたものとみな まで、附則第十七条から第二十一条まで及び前 る規定があるものは、附則第七条から第十五条 処分、手続その他の行為で、この法律中相当す 条に規定するものを除き、運輸省令で定めると

第二十八条 この法律の施行の際現に貨物運送取 についても、同様とする。 合において、その許可をする旨若しくはその許れらの規定による許可又は登録の申請をした場 条第一項若しくは第三十五条第一項の許可又は 経営している者は、施行日から六月間は、第三 出をすることを要する事業並びに附則第十条及 き免許、許可若しくは登録を受けること又は届 扱事業に該当する事業(旧海上運送法等に基づ の登録を拒否する旨の通知を受ける日までの間 可をしない旨又はその登録をする旨若しくはそ る。その者がその期間内に当該事業についてこ 受けないで、当該事業を経営することができ 第二十三条若しくは第四十一条第一項の登録を び前二条の規定が適用される事業を除く。)を

第二十九条 この法律の施行の際現に第五十二条 とする。 成立の日」とあるのは、「この法律の施行の日」 の同項の規定の適用については、同項中「その 者が組織している団体に該当する団体について 第一項に規定する貨物運送取扱事業を経営する

|第三十条 この法律の施行前にした行為及び附則 適用については、なお従前の例による。 るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の される海上運送取扱業又は航空運送取扱業に係 第二十七条の規定により従前の例によることと 第十一条第一項又は第二十一条第一項若しくは

第三十一条 附則第七条から前条までに定めるも 措置は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関して必要な経過

九号) 附 則 (平成五年一一月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 その他の意見陳述のための手続に相当する手続条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三 第八十八号)の施行の日から施行する。 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前 利益処分の手続に関しては、この法律による改 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 続は、この法律による改正後の関係法律の相当 分に係るものを除く。)又はこれらのための手 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 (政令への委任)

規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成六年一一月一一日法律第九 七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 行為に対する罰則の適用については、なお従前 第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした 条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、 第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条 為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、 定については、当該各規定)の施行前にした行 の例による。 及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例 によることとされる場合における第一条、第四

(政令への委任)

ののほか、この法律の施行に関して必要となる第二十一条 附則第二条から前条までに定めるも 政令で定める。 経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) 附則第二条から前条までに定めるも は、

則 抄 (平成一一年六月一一日法律第七

号

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十二年十月一日から施

第十五条 この法律の施行の際現に旧法第二十一 を受けている者であって、当該事業が総トン数 条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可 (内航海運業法の一部改正に伴う経過措 百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶に

第二項の規定により届け出た事項とみなす。 第四条第一項第三号の事業計画又は同法第三条 は、省令で定めるところにより、内航海運業法において準用する旧法第三条第二項の事業計画 おいて、当該事業に係る旧法第二十一条第二項 定による届出をしたものとみなす。この場合に 三条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規 るものであるものは、それぞれ内航海運業法第 船舶であって長さ三十メートル未満のものによ よるものであるもの又は総トン数百トン未満の

の申請又は同条第二項の規定によりした届出と り、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可 るものであるものは、省令で定めるところによ 船舶であって長さ三十メートル未満のものによ よるものであるもの又は総トン数百トン未満の ン以上若しくは長さ三十メートル以上の船舶に 許可の申請であって、当該事業が総トン数百ト 十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の この法律の施行の際現にされている旧法第二

3 条第一項の事業計画の変更の認可の申請は、省 は同条第四項の規定によりした届出とみなす。 第一項の事業計画の変更の認可の申請、同条第 令で定めるところにより、内航海運業法第八条 十三条の二第一項において準用する旧法第十一 この法律の施行の際現にされている旧法第二 |項の規定によりした事業計画の変更の届出又

一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め 平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 公布の日 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、 第千三百六条、第千三百二

附 則 号) 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

行する。 (平成十二年法律第九十号) 平成十二年法律第九十号)の施行の日から施この法律は、商法等の一部を改正する法律

四号) 附 則 (平成一四年五月三一日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施 行する。

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による がした処分等とみなす。 規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又 契約その他の行為(以下「処分等」という。) という。)がした許可、認可その他の処分又は 命令(以下「旧法令」という。)の規定により 事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。) は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の れに基づく命令(以下「新法令」という。)の 法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこ 海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸 改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく は、国土交通省令で定めるところにより、この 運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定に の他の行為(以下「申請等」という。)は、国 請等とみなす。 定により相当の運輸監理部長等に対してした申 土交通省令で定めるところにより、新法令の規 より海運監理部長等に対してした申請、届出そ

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (平成一六年六月二日法律第七

(施行期日) 号)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 附則第五条及び第十一条の規定は、公布の日か 下「施行日」という。)から施行する。ただし、 を超えない範囲内において政令で定める日(以 ら施行する。

第九条 この法律の施行の際現に第三条の規定に よる改正前の内航海運業法(以下「旧内航海運 後の内航海運業法(以下「新内航海運業法」と 業法」という。)第三条第一項の許可を受けて いう。)第三条第一項の登録を受けたものとみ いる者は、施行日に、第三条の規定による改正

第十条 前条に定めるもののほか、施行日前に旧 海運業法の相当する規定によりした処分、手続 内航海運業法又は旧内航海運業法に基づく命令 によりした処分、手続その他の行為は、新内航 その他の行為とみなす

条の二の規定にかかわらず、当該年度以降の五 の属する年度においては、旧内航海運業法第二 年間について各年度の適正な船腹量を定めない

ことができる。

によることとされる場合におけるこの法律の施則第四条及び第八条の規定によりなお従前の例第十三条 この法律の施行前にした行為並びに附 は、なお従前の例による。 行後にした行為に対する罰則の適用について (政令への委任) (罰則に関する経過措置)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもの 令で定める。 措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政 のほか、この法律の施行に関し必要となる経過 則 (平成一八年三月三一日法律第一

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規 条並びに次条、附則第三条、第五条から第八 定 平成十八年四月一日 条の改正規定を除く。)、第十一条及び第十二

(運輸審議会への諮問に関する経過措置)

2 前項の基本的な方針の策定に係る事項につい 第二条 国土交通大臣は、第一条、第二条及び第 法第十五条第一項の改正規定の施行前において ては、運輸審議会は、第十条中国土交通省設置 改正後の航空法(以下「新航空法」という。) 貨物自動車運送事業法第六十条の二、第七条の第九十四条の二、第六条の規定による改正後の 第五十六条の二(第二条の規定による改正後の 五条から第九条までの規定の施行の日前におい 定のために、運輸審議会に諮ることができる。 第二十六条の二第一項及び第九条の規定による 二、第八条の規定による改正後の内航海運業法 規定による改正後の海上運送法第二十五条の 軌道法第二十六条において準用する場合を含 ても、第一条の規定による改正後の鉄道事業法 第百三十四条の二に規定する基本的な方針の策 む。)、第五条の規定による改正後の道路運送法 も処理することができる

第十一条 国土交通大臣は、この法律の公布の日 (罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 及び附則第四条の規定によりなお従前の例によ については、当該各規定)の施行前にした行為 後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。 ることとされる場合における同条の規定の施行

第七条 附則第二条から前条までに規定するも (政令への委任)

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (検討) める。 (罰則に関する経過措置を含む。) は、 政令で定

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途と して、この法律による改正後の規定の実施状況 要な措置を講ずるものとする。 定について検討を加え、その結果に基づいて必 を勘案し、必要があると認めるときは、当該規

則 (平成三〇年五月二五日法律第二

第四条、第十条(国土交通省設置法第十五 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二 を超えない範囲内において政令で定める日から (施行期日)

抄

条の規定は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

第五十一条 の適用については、なお従前の例による。 合における施行日以後にした行為に対する罰則 規定によりなお従前の例によることとされる場 (政令への委任) 施行日前にした行為及びこの附則

第五十二条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で 定める。

号) 附 則 抄 (令和三年五月二一日法律第四三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 附則第八条の規定 公布の日

第二条 この法律の施行の際現に船舶の管理をす 業法(以下この条及び次条において「新内航海る事業(第三条の規定による改正後の内航海運 運業法」という。)第二条第二項第三号に規定 (内航海運業法の一部改正に伴う経過措置)

いて登録又は登録の拒否の処分があるまでの間 て、その期間を経過したときは、その申請につ 項の規定による登録の申請をした場合におい の者がその期間内に新内航海運業法第四条第一 船舶の管理をする事業を営むことができる。そ 運業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該 該廃止を命じられた日までの間)は、新内航海 命じられたときは、当該処分のあった日又は当第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を 読み替えて適用される新内航海運業法第十七条 否の処分があったとき、又は次項の規定により 航海運業法第六条第一項の規定による登録の拒 う。)から起算して一年間(当該期間内に新内 から附則第五条までにおいて「施行日」とい た者を除く。)は、この法律の施行の日(次条 運業法」という。) 第三条第一項の登録を受け 内航海運業法(以下この条において「旧内航海 を営んでいる者(第三条の規定による改正前の するものをいう。以下この条において同じ。) 同様とする。 5 6

止を命ずる」とするほか、必要な技術的読替え す」とあるのは、「当該内航海運業の全部の廃 条第一項中「当該内航海運業の登録を取り消 る。この場合において、新内航海運業法第十七 (これらの規定に係る罰則を含む。) を適用す 条、第十七条、第二十条及び第二十五条の規定 者とみなして、新内航海運業法第九条、第十四 航海運業法第七条第一項に規定する内航海運業 むことができる場合においては、その者を新内 前項の規定により船舶の管理をする事業を営 政令で定める。

3 項の規定による登録の取消しの日とみなす。 り消された者と、当該廃止を命じられた日を同 止を命じられた者を同項の規定により登録を取 内航海運業法の規定の適用については、当該廃 運業の全部の廃止を命じられた場合における新 航海運業法第十七条第一項の規定により内航海 前項の規定により読み替えて適用される新内

項の登録を受けた者に限る。)の当該船舶の管 産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を ら第四号までに掲げる事項の変更について海事 ときは」とあるのは、「第四条第一項第二号か 条第一項各号に掲げる事項を変更しようとする 第一項の規定の適用については、同項中「第四 理をする事業についての新内航海運業法第七条 業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第一 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事

改正する法律(令和三年法律第四十三号) 行の日から一年以内に」とする。

月以内に」とする。 項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をし 業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第一 化のための海上運送法等の一部を改正する法律 適用については、同項中「事業開始の日から三 た者を除く。)の当該船舶の管理をする事業に (令和三年法律第四十三号) の施行の日から三 十日以内に」とあるのは、「海事産業の基盤強 ついての新内航海運業法第三条第二項の規定の この法律の施行の際現に船舶の管理をする事

内に」とする。 のは、「の変更について海事産業の基盤強化の をする事業についての新内航海運業法第七条第 項の届出をした者に限る。)の当該船舶の管理 業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第二この法律の施行の際現に船舶の管理をする事 和三年法律第四十三号)の施行の日から三月以 ための海上運送法等の一部を改正する法律(令 五項の規定の適用については、同項中「を変更 したときは、その日から三十日以内に」とある

第三条 以後に締結される内航海運業に係る業務に関す る契約について適用する 新内航海運業法第九条の規定は、施行日

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第 前の例による。 ととされる場合におけるこの法律の施行後にし 四条第一項の規定によりなお従前の例によるこ た行為に対する罰則の適用については、 なお従

|第八条 | 附則第二条から第五条まで及び前条に定 経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な

(政令への委任)

政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過し ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず を勘案しつつ検討を加え、必要があると認める ぞれの法律の規定について、その施行の状況等 るものとする。 た場合において、この法律による改正後のそれ

号 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

 この法律は、 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 刑法等一部改正法施行日から施

光拠点施設を中核とした地域における文化観

光の推進に関する法律(令和二年法律第十

八条の規定、附則第二十九条の規定(文化観

の施 第五百九条の規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

第十四条及び第十六条から第十八条までの規 「第二十一条の五」に改める部分に限る。)

及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪 則第二十三条の規定、附則第二十四条の規定号)第十二条第二項の改正規定を除く。)、附 第八十一号) 第十九条の三の改正規定(「第 の規定(総合特別区域法(平成二十三年法律 る部分に限る。)を除く。)、附則第二十六条 律第三十九号) 第十三条第二項の改正規定 る部分に限る。)を除く。)、附則第二十五条 及び同法第三十五条第二項の改正規定(「第 五条」を「第十六条」に改める部分に限る。) を「第十六条第一項」に改める部分に限る。) の五第二項の改正規定(「第十五条第一項」 律(平成十九年法律第五十九号)第二十七条 二条の規定(流通業務の総合化及び効率化の 除く。)、附則第二十一条の規定、附則第二十 附則第二十条の規定(中心市街地の活性化に 条の五」に改める部分に限る。)を除く。)、 項の改正規定(「第二十三条」を「第二十一 法律(平成九年法律第九十一号)第六条第二 る。)を除く。)、附則第二十七条及び第二十 八条第一項」を「第六条」に改める部分に限 (「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め 十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め (地域公共交通の活性化及び再生に関する法 促進に関する法律(平成十七年法律第八十五 十条第二項の改正規定(「第二十三条」を 関する法律(平成十年法律第九十二号)第四 来訪の促進等による国際観光の振興に関する 定、附則第十九条の規定(外国人観光旅客の 同法第二十七条の十九の改正規定(「第十 を

(令和五年五月一二日法律第二四

(施行期日)

く。)並びに附則第六条、第七条、第十三条、 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除

ない範囲内において政令で定める日 条の規定 公布の日から起算して二年を超え を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一 を「第二十一条の五」に改める部分に限る。) 号)第八条第二項の改正規定(「第二十三条」

則 (令和五年六月一六日法律第六三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、

政令で定める日 から起算して三年を超えない範囲内において 条、第十二条及び第十三条の規定 公布の 第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十 条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び 律第八条第二号の改正規定並びに第五十六 条中民間事業者による信書の送達に関する法 第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五 九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事 十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十 の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三 二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号 業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第 第一条及び第二条の規定並びに附則第七 第十九条及び第二十条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律 過措置を含む。)は、政令で定める。 の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経